

年金引き下げ違憲訴訟、京都事案大阪地裁の不当判決に対する声明

2021年4月15日、大阪地方裁判所第7民事部は、京都府在住の原告115名が、厚生労働大臣による平成25年12月4日付け国民年金・厚生年金保険年金額改定決定の取り消しを求めた訴訟につき、原告の請求を棄却するという不当判決を下した。

私たちは、一方的な年金の減額が、高齢者にとっての命綱である年金受給権を侵害し、憲法25条（生存権）や、29条（財産権の保障）、13条（幸福追求権）、さらに制度後退禁止を求めた社会権規約に違反するもので、到底認められるものではないと主張してきた。

また、低年金者の生活実態を聞くことは一切せず、国会でも十分な審議を尽くさず、わずか二日間で成立させた平成24年改正法の立法過程にも大きな過誤があり、民主主義を否定すること等も主張してきた。

各裁判期日においては、合計18人の原告口頭陳述を行い、自らの苦しい暮らしぶりや心情を訴えた。同時に、17本の準備書面と、全国の学者6人の意見書を提出するなどして、本件年金減額処分が取り消されるべき理由を、憲法論、法律論、社会権規約に基づき主張した。

2020年9月29日には、証人2人、原告5人が証言台に立った。証人の1人は年金事務の現場経験者であり、年金の低劣さ、とりわけ女性の年金は低く、とても暮らしていけない状況を、医療・介護の現場で働く証人の1人は、高齢者とりわけ年金受給者の施設入所が極めて困難であり、とても満足な医療や介護が受けられていない実情を証言した。

原告団は、「憲法を活かした判決を求める」署名運動にも取り組み、一万筆を超える署名を裁判所に届け、さらに、大半の原告からは裁判長宛に手書きのはがきを送り、正しい判決を求めることとした。

しかし本判決は、年金受給者の生活実態、原告らの厳しい悲痛な訴え、女性の低年金等を認めながらも、被告国の主張を無批判に受け入れ、かつ「立法の裁量」に忖度したものとなっており、人権保障を使命とする裁判所の役割を放棄したものと断じざるを得ない。

私たち京都の原告団及び弁護団は、本判決に異議を唱え、大阪高等裁判所へ控訴し、若者も高齢者も安心して暮らせる年金制度とするために、全国の仲間と団結して、全力を尽くし闘う決意をここに表明する。

2021年4月17日

年金引き下げ違憲訴訟京都原告団
年金引き下げ違憲訴訟京都弁護団